

○天童市水道給水条例施行規程

平成24年4月1日

上下水道事業管理規程第2号

改正 平成25年4月1日上下水管規程第1号

令和5年4月1日上下水管規程第1号

〔注〕 令和5年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、天童市水道給水条例(昭和58年条例第42号。以下「条例」という。)第45条第2項及び第49条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の所有権の異動及び撤去)

第2条 給水装置の所有権に異動が生じた場合は、新所有者は、前所有者と連署のうえ、遅滞なく水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に前所有者の連署を得られないときは、その理由を述べて市長の承諾を得なければならない。

3 給水装置の所有者が当該給水装置を撤去しようとするときは、市長の指示によらなければならない。

(給水装置所有権の継承に伴う義務)

第3条 給水装置の所有権を継承した者は、これに関して前所有者の一切の義務を引き継ぐものとする。

(修繕工事の申込み)

第4条 給水装置工事のうち修繕に係る工事は、市長又は条例第11条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に電話又は口頭で申し込むことができる。

(給水装置改善工事費用納入の特例)

第5条 市長は、条例第7条第2項の規定により給水装置の使用者(以下「使用者」という。)、所有者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)の負担とすることとされる修繕に要した費用又は条例第39条第2項の規定により水道使用者等の負担とすることとされる同条第1項の措置に要する費用を一時に納入するこ

とが困難であると認めるときは、180日を限度として分納させることができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第6条 条例第9条第2項の規定により利害関係人の同意書等の提出を求めるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 給水装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者（以下「工事申込者」という。）が、工事の対象となる家屋の所有者でない場合
- (2) 工事申込者が他人の所有に係る給水装置から分岐しようとする場合
- (3) 工事申込者が他人の所有地に、又は他人の所有地を経由して給水装置を設置しようとする場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
(工事費の算出)

第7条 条例第15条第3項に規定する工事費の算出は、次に掲げるところによる。

- (1) 材料費は、市長が定める材料単価表による。
- (2) 運搬費は、市長が定める単価表による。
- (3) 労力費は、市長が定める賃金表による。
- (4) 道路復旧費は、市長が定める単価表による。
- (5) 工事監督費は、市長が定める単価表による。
- (6) 間接経費は、次のとおりとする。

ア 諸掛費 第1号から第4号までの費用の合計額の100分の20以内の額

イ 交通管理費 市長が別に定める額

(給水制限又は停止の予告)

第8条 条例第19条第2項の規定により給水を制限又は停止しようとするときは、市報、広報車、文書及び口頭をもって予告する。

(料金の精算)

第9条 条例第29条に規定する料金（以下「料金」という。）の徴収後当該料金の算定に過誤があったときは、翌月以後の料金の徴収の際に過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止したものに係る料金については、速やかに過不足を精算する。

(料金の納入義務)

第10条 使用者は、条例第23条第1項第1号の規定による水道の使用の中止又は給水装置の廃止の届出がない場合においては、水道を使用しない月であっても料金の納入義務を負うものとする。

(使用水量の認定)

第11条 条例第31条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 天童市の水道メーター（以下「メーター」という。）に異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基準として、日割計算により異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水により実際に使用した水量が不明なときは、漏水以前の使用水量その他の事実を考慮して認定する。
- (3) 前2号以外の場合で、特に市長が必要と認めるときは、使用の実態を考慮して認定する。

(料金の賦課に対する異議の申立て)

第12条 料金の算定について誤針又は錯誤があると認めるときは、市長に対して異議の申立てをすることができる。

(料金、手数料等の減免)

第13条 条例第36条の規定により料金、手数料その他の費用の軽減又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、その理由を記載して市長に届け出なければならない。

(身分証明書の携行等)

第14条 条例及びこの規程の規定により業務に従事する職員は、身分証明書を携行し、請求のあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(届出の様式)

第15条 次の各号に掲げる様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第5条第1項の規定による代理人選定（異動）届 様式第1号
- (2) 条例第6条第1項の規定による管理人選定（異動）届（連合栓・共用栓） 様式第2号
- (3) 条例第9条第1項の規定による給水装置工事申込書 様式第3号
- (4) 条例第23条第1項第1号の規定による上下水道使用開始・変更等届 様式

第4号

- (5) 条例第23条第2項第1号の規定による給水装置所有者異動届 様式第5号
- (6) 条例第23条第1項第3号の規定による私設消火栓使用届 様式第6号
- (7) 条例第27条第1項の規定による給水装置（水質）検査請求書 様式第7号
- (8) 条例第39条第1項の規定による給水装置改善通知書 様式第8号
- (9) 第5条の規定による給水装置改善工事等費用分納申請書 様式第9号
- (10) 第13条の規定による料金・手数料等減免申請書 様式第10号
- (11) 前条の規定による身分証明書 様式第11号
- (12) 条例第11条第3項の規定による給水装置工事完了届 様式第12号
(令5上下水管規程1・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第16条 条例第45条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理状況に関する検査は、次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に天童市行政組織規則等の一部を改正する規則（平成24年市規則第3号）附則第2項の規定による廃止前の天童市水道給水条例施行規則（昭和58年市規則第18号）に規定によりした処分、手続その他の行為は、この規程の相当の規定によりしたものとみなす。

附 則（平成25年4月1日上下水管規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日上下水管規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第15条関係)

代理人選定(異動)届

年 月 日

天童市長 様

給水装置所有者
住所
氏名

下記のとおり代理人を選定したので、届け出ます。

記

給水装置の設置場所	天童市		家並番号	※
給水番号	※	世帯番号	(~)	
新代理人の住所及び氏名	住所 天童市 氏名	世帯番号(~)		
旧代理人の住所及び氏名	住所 天童市 氏名	世帯番号(~)		

様式第2号(第15条関係)

管理人選定(異動)届
(連合栓・共用栓)

年 月 日

天童市長 様

連合管給水装置の設置場所	天童市	
	布設管の延長等建物の名称	
新管理人及び加入者		
新管理人 住所 _____		
氏名 _____	TEL _____	
加入者の氏名		
前管理人及び脱退者		
前管理人 住所 _____		
氏名 _____	TEL _____	
脱退者の氏名		
所有者(共有の場合は全員)		
(住所)	(氏名)	(TEL)
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
備考		

様式第3号(第15条関係)

受付印	回覧				工事承認印
	課長	課長補佐	給排水係	受付	

給水装置工事申込書

天童市長

様

年 月 日

給水装置工事の施行承認を受けたいので、下記のとおり申込みます。		給水装置番号	第	号	
		記			
申込者 (委任・所有者)	住所 電話番号 ()	(フリガナ) 氏名	印		
指定工事業者 (受任者)	住所・氏名又は名称及び代表者	主任技術者 交付番号() 氏名	水道法施行令第5条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合した材料を使用します。		
	指定工事業者 指定番号()	分岐工事施工者 交付番号() 資格名 () 氏名			
	住所 氏名 電話番号 ()				
給水装置場所					
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(口径 mm→口径 mm) <input type="checkbox"/> 道路・内線 <input type="checkbox"/> 移転(対象給水装置番号:) <input type="checkbox"/> その他()				
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式(階) <input type="checkbox"/> 直結増圧式(階) <input type="checkbox"/> 受水槽式(<input type="checkbox"/> 10m3超 <input type="checkbox"/> 10m3以下)				
使用用途	総給水栓数	栓	設計図書類	別紙のとおり	
道路の種類	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市町道 <input type="checkbox"/> 農道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()				
被分岐管種別	<input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 本人所有給水管(給水装置番号:) <input type="checkbox"/> 他人所有給水管(給水装置番号:)				

分岐管種・口径	管 ・ 口径 mm	取付メーター 口径	口径 mm
予定工期	工事施行承認の日から 年 月 日 まで (工期変更: 年 月 日まで)		
申込者(委任・所有者)は、上記指定工事業者(受任者)に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。			
委任内容	1 給水装置工事の申込み、変更、取り止め及びしゅん工検査における一切の事務処理等に関する事。 2 給水装置工事の申込みに係る納入金の納付及び還付に関する事。 3 給水装置工事しゅん工後に作成する給水装置工事記録の保存に関する事。		

※ 給水装置工事申込者は、太枠内のみ記入願います。

市納入金種別	口径	金額	承認の条件
加入金	φ mm	円	
消費税		円	
設計審査手数料	φ mm	円	
合計		円	
領収書番号			
備考			水道法第19条第2項第3号の規定に基づき確認する。
			受託水道業務技術管理者

給水装置工事申込書村山ブロック共通様式(天童市)

給水装置工事設計図(概算書)

見取図		
N ◆(注)住宅 地図を縮小 の上、貼付し てください。		
	管及び用具	数量
	× mmサドル	
	mm鋼管()	
	mmポリパイプ	
	mm止水栓	
	筐	
	伸縮継手付逆止弁付止 水栓	
	フレキシブル継手	
	メーター筐	
	不凍止水栓	
	水栓	
	mm鋼管()	
	mmポリパイプ	
	平面図	(注) 1 止水栓の位置寸法を明示する。 2 分岐工事の場合は道路の幅員を明示する。

複数の下水メータを使用の場合										
2	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
3	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
4	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
5	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
6	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
7	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
8	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								
9	<input type="checkbox"/> 加算 <input type="checkbox"/> 差引き <input type="checkbox"/> 下水専用	今回指針								
		月 日								

排除汚水量認定計算表					
使用用途	基本水量 ($\text{m}^3/\text{日人}$)	使用水量 ($\text{m}^3/\text{日人}$)	割合	人員(人)	汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
台 所		0.013	×	×	=
風 呂	0.3	+0.015	×	×	=
大便所		0.015×1回	×	×	=
小便所		0.007×3回	×	×	=
洗 面		0.02	×	×	=
洗 濯	0.1	+0.015	×	×	=
計					
1か月当たりの汚水量		×30			= $\text{m}^3/\text{月}$
適用					

様式第5号(第15条関係)

給水装置所有者異動届

天童市長 様 年 月 日

旧所有者
世帯番号(~)
住所
氏名

新所有者
世帯番号(~)
住所
氏名

下記のとおり所有者に異動があったので、連署で届け出ます。

記

給水装置の設置場所	天童市
異動の事由	売 買 ・ 譲 渡 ・ 相 続 ・ そ の 他 ()
異動年月日	年 月 日
給水番号	※
備考	

様式第6号(第15条関係)

私設消火栓使用届

年 月 日

天童市長 様

使用責任者

住所

氏名

下記のとおり使用したいので、届け出ます。

記

使用日時	年 月 日()	午 午	時 時	分から 分まで
使用の目的	消防演習のため			
立会人の氏名				
立会年月日	年 月 日()	午 午	時 時	分から 分まで
備考				

様式第7号(第15条関係)

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

天童市長 様

請求者
住所
氏名
TEL

下記のとおり検査を請求します。

記

給水装置の設置場所	天童市	世帯番号(～)
給水番号	専用・共用第	号		
検査請求の種別				
検査請求の理由				
検査希望年月日		年 月 日()	検査年月日	年 月 日()
指定給水装置工事事業者名				
給水装置工事主任技術者氏名				
備考				

様式第8号(第15条関係)

給水装置改善通知書

年 月 日

給水装置所有者
 _____ 様

天童市長 印

天童市給水条例第39条第1項の規定により、下記の事項について給水装置を改善されるよう通知します。

記

給水装置の設置場所	天童市		
給水番号		メーター番号	
給水装置の改善するところ			
改善工事の期間	年 月 日()から10日間以内に行ってください。		
指定給水装置工事事業者について	1 あなたの希望する指定給水装置工事業者に依頼してください。 2 改善工事をするときは、この通知書を指定給水装置工事業者に提示してください。 3 指定給水装置工事事業者は、工事の完成後速やかに市へ報告し、検査を受けてください。		
給水装置の改善するところの略図			
※ 問い合わせ先……天童市上下水道事業所 上下水道課 給排水係(TEL _____ 内線 _____)			

様式第9号(第5条関係)

給水装置改善工事等費用分納申請書

年 月 日

天童市長 様

申請者
住所
氏名

天童市水道給水条例施行規程第5条の規定に基づき、給水装置改善工事等費用の分納について、下記のとおり申請します。

記

給水装置改善工事等の額		円			
分納を受けようとする理由					
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	年収又は月収額
分納の方法 回払					
回数	納期	金額			
1		円			
2					
3					
4					
備考					

様式第10号(第13条関係)

料金・手数料等減免申請書

年 月 日

天童市長 様

申請者
世帯番号(~)
住所
氏名

下記について減免して下さるよう、天童市水道給水条例施行規程第13条の規定により申請します。

記

料金・手数料等の区分	
減免金額	円
減免申請の理由	
備考	

様式第11号(第14条関係)

(表面)

第 号	
写真 (上半身)	身分証明書 職名 氏名 年 月 日生
上記の者は、天童市上下水道事業所職員であることを証明する。 年 月 日交付 天童市長 印	

(裏面)

- 1 本証は、水道法第17条第2項及び天童市水道給水条例施行規程第14条の規定により発行するものである。
- 2 本証は、給水装置及びメーターの点検等の作業に従事するときは必ず携帯しなければならない。
- 3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 4 本証を他人に貸与したり、又は譲渡することはできない。
- 5 本証をき損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

様式第12号(第15条関係)

決 裁 欄	課 長	課長補佐	給排水係	係

給水装置工事完了届
年 月 日

天童市長 様

工事完了検査を受けたいので、天童市水道給水条例第11条第3項の規定に基づき、提出します。

指定工事業者 代表者			
主任技術者			
分岐工事施工者			
点検項目 (※点検済の項目にレ印を付する。)		工 事 業 者	水 道 課
防 護	1	深さ宅地内で45cm私道で60cm以上か	
	2	立上り管の防寒は充分であるか	
	3	不凍水抜栓が最低1カ所あるか	
	4	二階の立上りに不凍水抜き栓はあるか	
	5	管の固定は適切か	
管・ 継手 類	6	管類は指導したものを使用したか	
	7	継手類は指導したものを使用したか	
	8	継手類は指導したものを使用したか	
	9	継手防食剤を使用したか	
水 栓 類	10	水栓類は適合品を使用したか	
	11	水栓の選定は適切か	
	12	特殊器具の承諾を受けたか	
	13	特殊器具に逆流防止弁を使用したか	
	14	ボールタップの性能は良いか	
	15	受水槽の流入口と満水口を5cm以上離しているか	
メ ー タ ー ・ 止 水 栓	16	メーターの位置は良いか、また検針しやすいか	
	17	メーターに汚水の流入の恐れはないか	
	18	メーターの凍結防止は良いか	
	19	止水栓の位置は良いか	
	20	伸縮継手付逆止弁付止水栓を設置したか	
	21	ボックスは固定されているか	

その他	22	家庭用簡易水道と連結していないか		
	23			
岐及び路面復旧	24	アスファルトカッターを使用したか		
	25	穿孔機の操作が適当であったか		
	26	分水栓の取付間隔は30cm以上離れたか		
	27	分水栓を防食用フィルムで保護したか		
	28	サンドクッションを充分にいれたか		
	29	転圧は規定のとおり実施したか		
	30	公道・市道の仮復旧は良いか		
完了図	31	公道・市道の本復旧は良いか		
	32	配管位置は完了図どおりか		
	33	メーター・止水栓の位置は完了図どおりか		
	34	管種・口径は完了図どおりか		
報告事項	35			
	36	正方向に取り付けたか		
	37	メーター番号と部屋番号が一致しているか		
	38	水圧テストに合格したか(1.75MPa)		
	39	水の出は良いか		
	40	ウォーターハンマーは起こらないか		
備考		水道法第19条第2項第3号の規定に基づき確認する。		
		受託水道業務技術管理者		
評価	年 月 日 検査の結果(竣 工・手直し再検査)と認める。			
	年 月 日 再検査の結果竣工と認める。			

様式第1号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第2号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第3号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第4号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・全改）

様式第5号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第6号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第7号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第8号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第9号（第5条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第10号（第13条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第11号（第14条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（令5上下水管規程1・一部改正）